

平成29年12月20日

福島県知事 内堀 雅雄 様

福島県公衆浴場入浴料金問題調査会
会 長 樋 口 良 之

公衆浴場入浴料金の改定について（答申）

平成29年10月17日付け29健第5060号で諮問ありましたこのことについて、当調査会の意見は下記のとおりです。

記

1 入浴料金統制額について

現行の公衆浴場入浴料金は、改定する必要があると認められ、その統制額として指定すべき価格は、次に掲げる額とすることが適当である。

| | |
|--------------------------|------------|
| (1) 12歳以上の者についての入浴料金 | 450円 |
| (2) 6歳以上12歳未満の者についての入浴料金 | 150円（据え置き） |
| (3) 6歳未満の者についての入浴料金 | 90円（据え置き） |

2 付言

公衆浴場は、地域住民の公衆衛生上欠くことのできない施設であり、地域に必要な公衆浴場を確保していくため、次のことを付言するものである。

(1) 公衆浴場業界に対して

ア 公衆浴場の持つ公共性を認識し、入浴料金の設定に当たっては、地域の実情、個々の公衆浴場の経営状況、利用者に対するサービス等を反映した料金の設定となるよう業界を挙げて取り組まれ、経営の安定化に努められるよう期待したい。

イ 統制額の改定に伴う浴場利用者の負担増に対して、入浴回数券の活用等、利用者への配慮についての検討を期待したい。

ウ 公衆浴場を取り巻く環境は、ますます厳しい状況にあるが、地域に根ざした公衆浴場の文化的価値を維持しながら安定的に経営していくため、バリアフリーに関する取組や高齢者福祉への貢献、地域振興への対応など新たな需要の発掘を視野に入れた公衆浴場経営を進めることを期待したい。

(2) 行政に対して

公衆浴場は、地域住民の日常生活に密着した施設であり、施設の確保や経営活性化に関する施策を引き続き推進するとともに、災害発生時における相互協力体制の維持や高齢者福祉への協力、地域振興への対応など、公衆浴場の多様な活用を目指す公衆浴場業界への適切な指導を願いたい。